

第11章

中国と香港・台湾関係の新局面

はじめに

1980年代半ばから広東省・福建省と香港、台湾の経済関係の緊密化は目を見張るものがある。「華南経済圏」という言葉が流行して久しい。輸出志向型工業化を基本とする香港、台湾はともに産業構造の高度化と経済組織の国際化を迫られており、低賃金労働力と安価な土地を求めて中国へアプローチすることによって解決を図ろうとしている。中国も「改革・開放」政策の下、経済近代化を促進するには香港、台湾の地理的位置の利用と資金、技術の導入は重要であると認識している。つまり、アジア NIES の経済高度化と中国の対外開放政策の合流が中国南部で実現している。このリージョナリズムの状況は中国と香港、中国と台湾の関係を考察する場合、第1のポイントである。

ただ、中国と香港・台湾関係の考察には、華やかな経済交流に重心が置かれるとしても、「祖国統一」という中国の国是に抵触する政治課題が基底にあることは忘却できない。中国共産党にとって党の歴史的正統性の堅持と祖国統一の実現は国是である。鄧小平が1983年6月に香港・マカオ代表に述べた、「80～90年代の三大目標は、第一に霸権主義反対、第二に現代化建設、第三に祖国統一である」という発言は、中国の政治経済を分析する際肝要である。「祖国統一」をめぐる政治と経済が第2のポイントである。

さらに、所謂「スリー・チャイナ」の問題をもう少し長いタイムスパンの視点でとらえた時、2つの歴史的意義が浮かび上がる。その1つは1997年の香港返還であり、それは19世紀から引きずってき植民地主義の清算を意味し、国際的意義を持っている。2つ目は中台統一問題である。単に共産党と国民党の1949年以後の対立に限らず、20世紀初めの中華民国成立以来継続してきた、両党の国権をめぐるイデオロギー対決の清算を意味しており、中国現代史上において意義がある。

本章では政治・経済の両面を踏まえつつ、中国と香港の関係に関しては、1997年に香港が中国に返還されることを前提にそれまでの時期を「過渡期」としてとらえ、現状を描述しつつ、返還後の動向の基本的に律する「香港特別行政区」の政体を分析する。一方、中国と台湾の関係については、経済関係の発展を軸に現状を述べ、なぜこうなったかを分析したい。そして、それぞれにおいて今後の問題点を指摘したい。

第1節 「過渡期」としての中国・香港関係

1. 「一国両制」に向かう「過渡期」の現状

(1) 中国と香港の経済的緊密化

1979年から実施された中国の対外開放政策の第1の大きな成果は、何よりも中国、とりわけ広東省と香港の経済的一体化があげられる。まず中国貿易における香港の位置をみると、中国の総輸出額に占める対香港輸出の比率は1980年には23.9%であったが、90年には42.9%に達し、第2位の日本の14.5%を大きく引き離した。また、総輸入額に占める対香港輸入の比率も1980年に2.9%にすぎなかったが、88年に2位の日本の14.2%を上回り、90年に26.7%になった（第1表）。

次に香港からみた対中貿易では、香港の総輸出額に占める対中輸出は1990

第1表 中国の各国別輸出入構成

(単位：億米ドル)

国別	輸出						輸入					
	1980年		1985年		1990年		1980年		1985年		1990年	
	金額	%										
香港	43.5	23.9	72.1	26.3	266.5	42.9	5.7	2.9	48.0	11.4	142.6	26.7
日本	40.3	22.1	61.1	22.3	90.0	14.5	51.7	26.4	150.4	35.6	75.9	14.2
アメリカ	9.8	5.4	23.5	8.6	51.8	8.3	38.3	19.6	50.9	12.0	65.9	12.3
総額	182.3		273.6		620.6		195.5		422.5		533.5	

(出所) 国家統計局編『中国統計年鑑』北京 中国統計出版社 1981, 86, 91各年版から作成。

年に80年の20倍になり、第2位のアメリカの24.1%と並んで24.8%になった。1990年の対中輸入は80年の6倍で、81年までは第1位であった日本の16.1%を引き離し、36.8%を占めた。このように近年香港にとって中国は輸出入の大きな相手先に成長した。

香港には労働集約型の中小企業が多い。これら企業の輸出品は主にアパレル、時計、繊維糸、通信機器、事務機器、玩具、靴、傘、電子部品等であり、地場輸出といわれてきた。同時に、香港は中継貿易の基地として從来から重要な役割を担ってきた。海外から原材料や半製品を輸入し、香港で加工して付加価値をつけて輸出する形式を再輸出と呼んでいるが、近年その再輸出の比率が多くなっている。地場輸出と再輸出の比率は1985年には55.2%対44.8%であったのが、88年には逆転して、90年には35.3%対64.7%となり、再輸出が伸長している⁽²⁾。また、輸出相手先をみると、地場輸出先はアメリカのシェアが低下し(1985年44.4%→90年29.4%)、中国向けが上昇してきた(85年11.7%→90年21%)反面、再輸出先の中国のシェアが下がり(85年43.7%→90年26.8%)、アメリカ向けが増えてきた(85年14%→90年21.2%)。さらに再輸出の原産地別シェアでは中国が6割近くになった(第2表)。

以上のような貿易構造の変動の主な原因是、香港における労賃並びに土地価格の上昇につれて、製造業を中心に生産拠点を中国、とくに広東省の珠江デルタ地域に移転し、委託加工方式による企業進出が盛んになったからであ

第2表 香港の輸出入動向（1985～90年）

(単位：100万香港ドル)

	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
地 場 輸 出	129,882	153,983	195,254	217,664	224,104	225,875
アメリカ(%)	44.4	41.7	37.3	33.5	32.2	29.4
中 国(%)	11.7	11.7	14.2	17.5	19.3	21.0
西 ドイツ(%)	6.2	7.1	7.6	7.4	5.8	8.0
再 輸 出 ¹⁾	105,270	122,546	182,780	275,405	346,405	413,999
中 国(%)	43.7	33.4	32.9	34.5	29.9	26.8
ア メリカ(%)	14.0	18.2	17.8	18.0	20.8	21.2
日 本(%)	5.2	5.4	5.3	6.3	6.4	5.9
再 輸 出 ²⁾	105,270	122,546	182,780	275,405	346,405	413,999
中 国(%)	32.9	42.1	46.1	47.8	54.3	58.1
日 本(%)	21.4	15.2	13.5	13.7	11.3	10.2
台 湾(%)	9.1	7.1	6.9	7.7	7.8	7.3
輸 出	235,152	276,529	378,034	493,069	570,509	639,874
輸 入	231,420	275,955	377,948	498,798	562,781	642,530
中 国(%)	25.5	29.6	31.0	31.2	34.9	36.8
日 本(%)	23.1	20.4	19.0	18.6	16.6	16.1
台 湾(%)	9.0	8.7	8.8	8.9	9.2	9.0

(注) 1) 仕向地別再輸出。

2) 原産地別再輸出。

(出所) Hong Kong, Census and Statistics Department, *Hong Kong Annual Digest of Statistics 1990*, 香港, 1990年/Hong Kong External Trade, Census and Statistics Department, 1990年12月。

る。香港の地場企業が中国に積極的に直接投資を行って生産現場を移し、原材料や中間製品を中国に輸出し、中国で委託加工生産を行い、完成品を輸入してそれを第3国に再輸出するのである。このため、1979年から90年までの対中国直接投資に占める香港（マカオも含む）の比率は、累計で件数では78.1%，契約金額で62.1%と圧倒的な大きさを占め⁽³⁾、香港のアジア諸国への直接投資額の中でも対中投資が断然群を抜いている⁽⁴⁾。

他方、香港との経済的な連携が強まるにつれて、広東省の経済もめざましく発展し、外資導入額では全中国の2割以上を確保している。とりわけ委託加工の5割は広東省に集中している。1989年の資料によると、広東省の合弁企業総数は約8800社、委託加工企業数は1800社といわれ、そのうちの95%は香港企業の生産拠点の移転である。それら企業に従事する労働者は200万人

に上るといわれている⁽⁵⁾。

香港と中国の経済的緊密化は香港の一方的な対中進出に依拠しているとみられがちであるが、中国企業の香港投資も活発化していることを見落としてはならない。最近の報道によると、中国の香港投資累計総額は780億香港ドルに達し、日米を抜いたといわれる⁽⁶⁾。かつて香港に事務所を置く中国系企業は中国社会主義の宣伝と情報収集という任務を負っていた。今では中国製品の販路の拡大、管理技術・ノウハウの習得、資金収集といった本来の意味での企業活動を展開し、中国の経済近代化に寄与している。すでに香港にはCITIC、光大実業等「赤い資本家」といわれる8大中国系企業集団が存在し活躍している。その中の中国銀行グループは香港全体の預金額の約2割を保有するまでになり⁽⁷⁾、新空港建設プロジェクトの幹事銀行にもなっている。1992年6月には約700社の中国系企業が参加した香港中国企業協会が設立された。

(2) 新空港建設問題

香港を考える場合、どうしても返還後の状況に关心が注がれる。返還までの「過渡期」にあって、中国政府の出方を予測させる材料を提供したのが新空港建設問題である。

香港政府は香港の経済基盤の強化と繁栄の維持を通じて、返還後の中国の不必要的介入を防止しようと、21世紀に向けた大型プロジェクトを計画した。1989年10月に発表された通称 PADS 計画（Port and Airport Development Strategy：港湾・空港開発戦略）である。その中心をなすのがランタオ島に建設される3800メートル滑走路2本を持つ新空港であった。そして空港へのアクセスとなる3車線の高速道路、鉄道（全長35キロメートル）、鉄道と道路を兼備した吊橋（1.5キロメートル）、海底トンネル、周辺のニュータウンの建設等が盛り込まれた。この計画は2006年までに投資総額1270億香港ドル（2兆3000億円以上）を投入する巨大なもので、海外企業のプロジェクト参画を誘い、香港への関心を高める意図があった⁽⁸⁾。

しかし、1990年4月に中国政府は返還時に巨額の負債を抱えると懸念を表明し、PADS計画の必要性と妥当性に疑問を提示した。また、中国側に一度も相談がなかったとして反発した。この問題の背景には1984年9月に発表された中英共同声明以来97年6月30日までの期間に対する中英双方の根本的な認識の相違が根底に存在する。中国側はこの期間を「過渡期」として把握し、返還準備に向けた重要事項については中国側が参画するのは当然と認識していた。だが、イギリス側は返還時点まではあくまでイギリスの統治権がおよぶ時期であり、いちいち中国側に相談する必要はないと考えていた。

1990年10月から始まった中英両国の交渉は、あまり交渉が長引くと香港に対する国際的な信用が失墜するとの双方の判断で、急遽91年7月4日に「覚書」に仮調印するまでに至った。「覚書」のポイントは2つある。1つは「過渡期」において発生する香港の諸問題に対して中国政府の関与を容認したこと⁽⁹⁾。中国側は中英同数の委員から成る空港委員会の設置を条件に、新空港建設を支持した。さらに年2回の中英両国外相会議、国务院香港マカオ弁公室主任と香港総督との定期会合を取り決め、返還まで中国が香港内部の問題に関して協議する地位を公式に確保した。2つ目は返還時に香港特別行政区政府に引き渡す財政余剰金は250億香港ドルを下らないと明記された点である。これは返還時点で起こるかもしれないインフレや土地価格の不安定さが及ぼす悪影響を見越して、財政基盤の健全性を保証するため言及されたものである。

新空港の「覚書」は1984年の中英共同声明に次ぐ重要な国際的取決めである。しかし、1984年時点では返還まではイギリスが統治し中国の介入を許さない、とするイギリスの主張が通り、付属文書にも反映されたが、今回の「覚書」では明らかに後退している。その上、返還後も建設が継続される巨大プロジェクトであるにもかかわらず、空港委員会には香港住民の参加はなく、共同声明にうたわれた「高度の自治」を享有する実践から外された。「高度の自治」の確立への危惧はやはり残る。ただ、今回の交渉を通じて判断できることは、中国政府の対応は返還時の財政状況を慮る点にみられたよ

うに、基本的に現実的でグローバルな観点での対処だった。そのため最近では香港住民の間で返還後の状態はおおむね現状が維持されるという考えが強くなっている。

(3) 立法評議会直接選挙

香港住民の対応を判断する事象は1991年9月15日に香港史上初めて実施された立法評議会の直接選挙である。

植民地である香港の現政体は、イギリス女王に任命された香港総督が政務を司る最高責任者であり、そのもとに行政機関としての香港政府がある。総督の諮問機関として政策を検討する行政評議会と法律案の審議にあたる立法評議会がある。立法評議会の構成は総督を長とし、3名の長官（行政、財政、司法の3長官）と上級公務員の議員（これらを官守議員という）、指名議員（委任議員）、職能団体別の公選議員（功能組別議員）からなる。従来は議員全員が総督の任命であったが、1985年から一部公選議員が業種・専門別グループと地区委員会・市政局を母体にして間接選挙で選出されるようになった。1991年に初めて議員の一部を直接選挙で選出することになった^⑩（第3表）。

直接選挙で選出される議員の枠は18名で、登録有権者190万人のうち75万人が投票した（投票率39.15%で、全香港人口の約12%に当たる）^⑪。選挙の結果は天安門事件を強く非難し、中国の民主化運動を支持する「香港民主同盟」（李柱銘主席）からの12人を含め、所謂民主派といわれる人が16人も当選した。中国支持派は全員当選できなかった^⑫。

初の直接選挙にしては投票率が4割と低かったので、選挙結果をどうみるか議論の分かれるところである。しかし、投票した多くの香港住民が民主派を選択したことにより、中国の政治体制に対して不信を持っているということは明白である。選出された人数は立法評議会議員全体の3割であるにしても、間接選挙で選出された職能団体別議員21名を加えると、民意を反映できる部分は実に立法評議会の3分の2近くを占めるようになり、民選議員の動きが香港政府に影響を与える可能性が高くなった。中国政府も国家主権論だ

第3表 立法評議会の議員構成

(単位：人)

	1988年	1991年	1995年
官守議員（3長官ら）	10	4	4
指 命 議 員	20	17	15
職能団体別公選議員	26	21	21
直 選 議 員		18	20
合 計	56	60	60

筆者作成。

けを持ち出して、香港住民をむげに一蹴することは難しくなるかもしれない。中国と香港の経済的緊密化が進展するにつれて、将来に対する安定感も醸成されつつあるので、今後は香港住民の意思をどのように反映させるかが大きな課題となる。

2. 「香港特別行政区」の政体

(1) 香港基本法の意義

1990年4月4日第7期全人代第3回会議にて「中華人民共和国香港特別行政区基本法」(略称：香港基本法)が採択され、97年7月1日より実施されることとなった。香港基本法はいわば香港返還後の政治、経済、社会の基本状態を律する憲法といわれる。現状の香港では成分化された憲法はない。

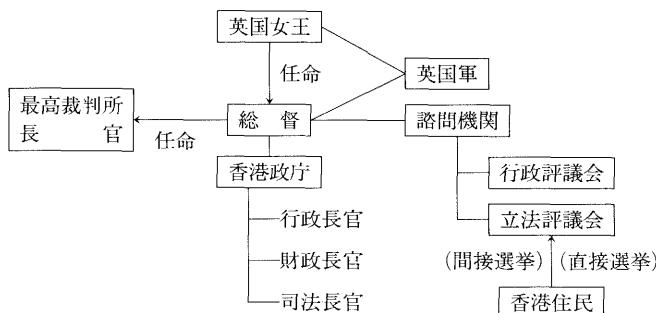
そもそも香港返還とは主権の回復であり、中国の歴史的宿願の実現という面と、開放政策堅持の試金石という面の二重の側面を持つ。「一国両制」、「特別行政区」という概念もこの両側面から生み出されたもので、香港基本法の意義はこの両側面を法律という枠内で具現したことである。現実に実施する場合、2つのことがキーポイントとなる。1つは中国の国家としての主権行使と特別行政区の「高度の自治」を同時に両立させてどのように保障するのか、ということ。2つ目は「港人治港」の環境と条件をどのように作り出し、香港の安定と繁栄を維持するのかである。香港基本法は社会主义国家制度内において資本主義の経済原理を実行する、歴史上例をみない極めてユ

ニークな内容を持っている。この法律の成否が台湾との統一問題に影響を及ぼすという意味でも非常に重要である。

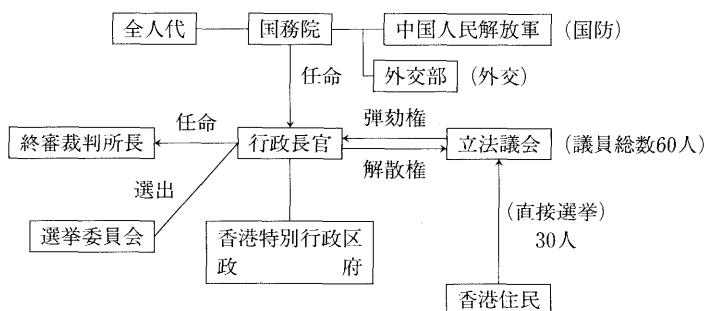
(2) 香港基本法の概略

香港基本法は前文と9章160条からなり、他に3つの付属文書がある^⑩。中心となる内容は中央政府と香港特別行政区の関係、政治体制、経済の3点である。まず、中央政府と香港特別区の関係では何よりも中国の国家主権の実現を明確にしており、香港特別区は中国の不可分の一部で、中央政府が直轄する地方行政区であり、国防、外交は中央が管理すると明示されている^⑪。戦争、動乱が発生した場合は中央政府が「国家行為」として全国的法律を命

第1図 現在の香港の政体



第2図 香港特別行政区の政体



令実施することになっている。また、基本法の解釈権と改正権は全人代に属し、行政長官は中央政府が任命する形式をとっている（第1、2図）。

同時に香港特別区に対しては高度の自治権をうたっている。具体的には三権分立の制度があり、香港住民の権利と自由が明文化され、資本主義制度を50年間変えず、市場メカニズムの正常な運行を保障している。

政治体制の中核になるのは行政長官と立法議会である。行政長官は任期が5年で、1997年から2007年までは選挙委員会800人の間接選挙で選出され、中央政府が任命する。2007年以降、選出方法を変える場合は立法議会の3分の2の賛成が必要である。立法議会議員は60人で、任期は4年（第1期のみ2年）。ただ、2003年以降半数は直接選挙で選出されるが、現行の立法評議会が香港総督の諮問機関であると同様に、立法議会は行政長官の諮問機関的要素を持っている。行政長官は選挙委員会による間接選挙でガードされ、実権は立法議会よりも強い（第4表、第3図）。

経済制度では現在の香港が享有している資本主義制度を維持し、国際金融センターの地位と自由港の役割を保障することになっている。香港ドルは法定通貨として流通し、無形資産・資本流動の自由を保持し、単独の関税地域として「中国香港」の名称でGATTや国際金融組織に加盟することができる。

（3）問題点

香港基本法は「一国両制」を実現する基本的な規範である。しかし、「港人治港」の原則から照らして、問題がないとは言い切れない。先ず第1に、なぜ全面的な直接選挙が実施できないのかという点である。行政長官の選出はもとより、立法議会議員の半数30人の選出も間接選挙である。直接選挙を採用できない中国側の理由は、①香港が「社会主义中国転覆の基地」になることを警戒、②中国本土で実施していない選挙制度を大陸に波及させたくない、③民主制度の実戦経験と訓練のない中国が香港の民主達成にどこまで寄与できるのか不確実、といったことが考えられる。要するに「安定」と「公正」を天秤にかけると、「安定」に重点を置いたためであろう。

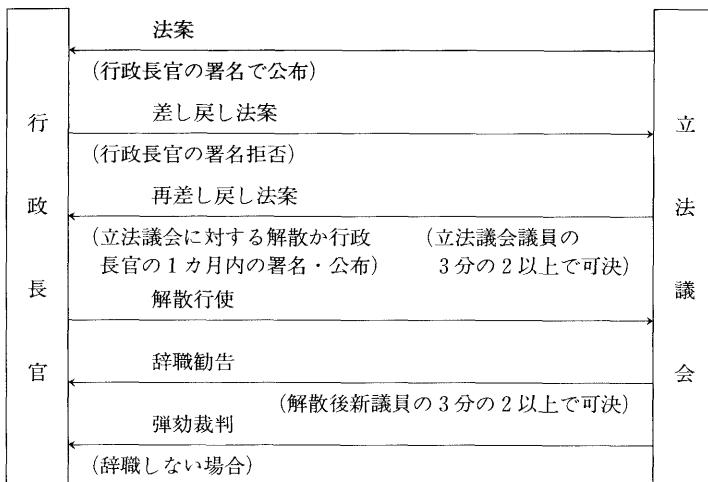
第4表 立法議会議員の選出

(単位：人)

	期 間	職 能 団 体	選 挙 委 員 会	地 区 直 接 選 挙
1	1997～1999年(2年)	30	10	20
2	1999～2003年(4年)	30	6	24
3	2003～2007年(4年)	30	0	30

筆者作成。

第3図 行政長官と立法議会の関係

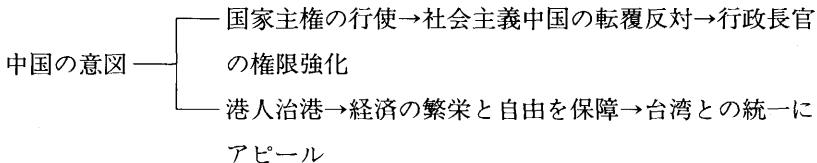


筆者作成。

第2の問題は行政長官の権限が強すぎないかという点である。明らかに行政長官は立法議会より強力な権限と効率的な法案実行権を保持している。これは民意の反映より、いかに秩序の安定を維持するかが眼目としてあり、「自由」よりも「安定」に力点を置いたためである。

本来なら、中国はイギリス統治の支配機構をそっくりそのまま委譲してほしいところであろうが、統治が単純にイギリスから中国に直接代われば、①行政府に国際社会に精通した有能な人材が集まらない、②中華ナショナリズム色が強くなれば、国際都市のイメージが失墜する、③香港住民の共産党に

に対する不信は根強く存在し、統治に対して気を使う、といった理由のために現状の香港のメリットが活かせなくなる懸念が生じる。このため香港の繁栄と自由を保障するために「港人治港」の間接統治を打ち出し、そのぶん行政長官の権限を強化したと考えられる。



3. 1997年の課題

1997年の返還に言及する時、香港の繁栄と安定の維持に関して楽観論と悲観論が存在する。それはつまるところ、新しく成立する「香港特別行政区」政府の統治能力の問題にかかわっている。同時に、中央政府の統治者が資本主義のメカニズムを本質的に理解できるのかどうかにも関連する。香港は「レッセ・フェール」に基づく経済運営を根幹にしているが、香港政府が何もしていないわけではない。1980年半ばの金融機関倒産のあと、86年9月に新銀行法を制定し銀行の財務体質の改善を迫り、89年5月には先物取引を含む証券市場全般の最高監督機関として証券先物取引委員会（SFC）を設立した¹⁹。金融や証券に対する行政指導を実施するとともに、インフラや公共住宅の建設を積極的に推進してきた。有能な管理職人材の流失や治安の悪化という懸念を抱えながら、新政府が現行の香港政府に代わってどれだけの能力を発揮できるのかが焦点である。

次に、返還後香港が伝統的に堅持している国際金融センターの機能を從来どおり発揮できるのかどうか、これも注目される点である。香港は貿易金融、東南アジア向け国際シンジケートローンの組成、中国への投融資等の窓口の役割を担い、華僑資金運用の基地になっている。だが、アジアのオフショア市場として急成長した香港は残高規模で1986年にシンガポールを抜いたが、

88年に急迫する東京に抜かれ、さらに膨大な外貨を抱えた台湾の動向にも神経を使わざるを得なくなった。

また、中国政府が1990年代における巨大国家プロジェクトとして位置づけている上海浦東新区の開発が軌道に乗ると、香港と華南経済圏の経済的緊密化に影響を及ぼさないかどうか、検討に値する課題であることを提起しておきたい。上海は近年経済的な地盤沈下が著しいが、元来広東省以上に産業発展の潜在力を持っている。1980年代は華南であったが、90年代は華中であるという考えも無視はできない¹⁰。

香港返還が近づくにつれて、新空港建設問題にみられたように、中国政府に対する一定の安心感は醸成されつつあるが、一方で香港住民の新しい危惧がつのりつつあることも指摘しておきたい。その1つは中國大陸と結びついた犯罪の激増である。たとえば香港で盗まれた車が中國大陸で販売されるケースが増加している。1992年では1月から5月までに2565台が盗まれ、それは年間6000～7000台と推定されている。その背景には広東省を中心に車を購入できる階層が増えてきたこと、成功のステータス・シンボルは車であるといった中国人の心理、車の輸入は制限されているが、軍隊等の機関からのニーズが高い、といったことが挙げられる。2つ目の不安は、中國大陸における不動産市場の活況（1991年の香港資本の不動産投資金額は163億香港ドル）、第3次産業分野の開放、深圳にみられるような株式取引の隆盛といった事態が、香港経済に与える影響である。その一例が「中国概念株」の上昇といった現象で、対中事業に関連する香港企業のブームである。いずれにしろ中国经济の動向に一喜一憂する構造、それも非常に投機的な状況に香港経済が組み込まれていく危惧である。

第2節 中国・台湾関係の新しい枠組み

1. 中国・台湾の交流関係の現状

(1) 「対決」の変形

1949年10月以来、中台関係はイデオロギーと核をめぐる米ソ2極構造の国際関係からくる「冷戦」対決と、国家権力の正統性をめぐる国内関係からくる「内戦」対決という2つの対決の枠組みの中で推移してきた。この対決を最も鮮明にしたのは、「冷戦」からくる事件としては、1958年7～8月の金門島砲撃の軍事衝突があり、「内戦」からくる事件としては、1971年10月に中国が国連の代表権を獲得し、台湾が追放されたことが挙げられる。

この対決の枠組みは1980年代に入ると急速に変化してきた。この枠組みを柔軟にしたのは、いうまでもなく中国の改革・開放政策の推進である。中国側は1979年に「三通政策」（通信、通商、通航）を台湾側に呼びかけ、経済交流を中心にアプローチを図ってきた。これに対して台湾側は、「三不政策」（接触せず、話し合わず、妥協せず）で拒否してきたが、経済交流を通じて中・台関係が「対決」の枠組みから柔軟化しているのは事実である。柔軟さと不鮮明さを「対決」の変形と形容してもよい。

まず、「内戦」からくる対決の枠組みは、台湾側の2度にわたる大きな政策変更によって変形した。故蔣経国総統は1987年7月15日に49年から38年間も執行されてきた戒厳令を解除し、同年11月1日に中国大陆への親族訪問を許可した。さらに、李登輝総統は1991年5月1日、「動員戡乱」（反乱鎮定）時期の終結を宣言し、「内戦」状態を事实上終了させた。台湾当局は中華人民共和国を中国大陆を実効支配する「政治実体」と見なすに至った^⑭。

次に、「冷戦」からくる対決の枠組みは、1989年11月のベルリンの壁崩壊から91年12月末のソ連邦解体までの国際的な激動を経て、完全に終焉した。

40年にわたる、古い2つの「対決」の枠組みは1980年代後半から崩壊過程

に入ったが、直ちに新しい枠組みが生み出されているわけではなく、過渡期に入った。

(2) 中国・台湾関係の新しい現象

台湾当局が堅持する「三不政策」は、すでになし崩し的に変質している。その顕著な事例は、1986年5月3日に発生した中華航空（台湾）貨物機のハイジャック事件後の機体返還交渉であった。中国民航と中華航空の当局者同士が香港で話し合い、広州に緊急着陸した機体は台湾へ返還され、機長は中国大陸へ亡命するということで妥協した。これは1949年以来最初の中・台直接交渉であった¹⁹。

古い枠組みの基軸は「対決」であったが、新しい枠組みは「接触・共存」であると形容する。「接触・共存」は一方で緊張を伴うつばぜりあいであるが、他方ではお互いを知り合い、心理的な間隙を埋めていく作用を果たす。

「接触・共存」は主に3つの分野で行われている。第1の分野は人的交流である。台湾で解禁になった中国大陸への親族訪問（里帰り）は、最近では商用や観光目的の渡航者に取って代わられ、台湾からの渡航者は1989年に56万1000人、90年に94万8000人、91年は1～8月で64万人に達した。また、大陸から台湾に渡った里帰りは1988年11月から91年10月までの累計で1万人以上になった²⁰。郵便の往復投函件数は1989年に1500万件で、90年には2100万件、また、大陸から台湾への通話件数も89年には180万件、90年には470万件にもなった²¹。

第2の分野は国際組織における中・台同席であり、第3の分野は経済交流で貿易と直接投資である。以下述べていきたい。

(3) 国際会議における同席

台湾が「中華・台北」、「チャイニーズ・タイペイ」（中国は「中国・台北」を主張）の名称に同意して、中国と一緒に国際競技に参加したのは、1984年のロサンゼルス・オリンピックからである²²。

近年中国と台湾の双方は国際的な経済組織においても同席を厭わなくなっている。先ず、アジア開発銀行（ADB）総会の同時出席がある。1985年11月に中国がADBに加盟した際、台湾は名称を「中華民国」から「中国台北」(China-Taipei)に変更されたことに抗議して、86年と87年の総会をボイコットした。しかし、1988年4月のマニラ総会には台湾は参加した。これは公式の国際会議に中・台が同席した最初である⁶³。続く1989年5月の北京総会には、台湾側は郭婉容財政部長を団長とする代表団を派遣した。郭部長の北京訪問は「三不政策」に抵触するのではないかとする議論が起こったが、台湾当局は、①ADB総会に参加するのであって、たまたま北京で開催されたにすぎない、②ADB総会は中国政府が主催するものでない、という考えを示した。ADB総会の出席とはいえ現職閣僚が中国大陆を訪問したことは画期的なことであった。

特筆すべきことは、1991年11月にソウルで開催された第3回アジア太平洋経済協力閣僚会議（APEC）に中国、香港、台湾が正式に参加したことである。台湾は「Chinese-Taipei」の呼称でフルメンバーとして出席した。ともに現職の閣僚が同席した。APECは国家間というよりむしろ地域間の経済協力が本分であるとのことで、中・台が同時に参加することを同意したが、いずれにしろ双方の政府閣僚がテーブルを同じくしたことは、中・台関係の新しい枠組みを示唆するものである。

台湾が呼称にこだわらず、名よりも実を重視して中国と席を並べたことは、1988年から始まった「弹性外交」の帰結である。名称にこだわらない最初の対応は、1989年3月の李登輝総統のシンガポール公式訪問の際にみられた。シンガポールは近々中国と国交を樹立することを考慮して「中華民国總統」と言わずに、「台湾から来た総統」と称したが、李登輝総統は不満を表明しつつも受けいれることにした⁶⁴。「弹性外交」の一環として台湾は1988年11月、「二重承認」と呼ばれる国交方式を打ち出した。アジアにおいて台湾を承認する唯一の国、韓国が中国と国交樹立をする際に、台湾がどのような立場をとるかが注目されていたが、台湾は韓国と外交断絶をした。

中国と台湾が同時に加盟する可能性が高い有力な国際組織はGATTである。GATT加盟は、その加盟手続過程において中・台関係の進展を予見する問題を含んでいる。中国は1986年7月にGATT加盟を正式に申請した。これを受け1987年3月に中国の地位に関する専門調査委員会(WP)が設置され、中国の経済貿易体制とGATTの義務履行を中心に評価(Assessment)作業が開始された。WPは1989年4月までに7回、天安門事件以降89年12月、90年9月に開催されたが、中国の経済・貿易体制の改変はないとして米、EC諸国を中心に消極的な態度が91年秋まで続いた。GATT加盟に関する中国の主張は次のようである⁶⁶。

①中国はもともとGATT暫定議定書を採択した国であり、中華人民共和国がGATT加盟国地位の回復を要求することは国際法上も、政治的にも正当である。

②中国はすでにGATTの義務と権利を行使する相応の基礎と十分な能力を持っており、GATT加盟権回復のために経済的改革をさらに行う。

台湾は「台湾、澎湖、金門、馬祖関税領域」の名称で1990年1月に申請した。台湾はGATT創設時「中華民国」としてGATTのメンバーであったが、1950年に脱退し、オブザーバーとして参加していた。しかし、中国の国連復帰のあと1971年11月にオブザーバーからも脱退した。台湾の立場は次とのおりである。

①GATT加盟申請は経済上の問題のみを考慮したもので、主権問題と関係ない。あえて別称を使用したのはGATT加盟が政治問題化するのを避けるためである。

②中国の加盟申請とは関係ない。中国加盟の審査が再三にわたり停止され、台湾の申請と関連づけられるのは不公平である。

これに対して中国は当初、台湾は中国の一部分であり台湾のGATT加盟申請は不法であり、受け入れるべきでない、としていたが、その後「台湾は中国の一部分として存在する関税地域として、中国のあとに加盟すべきである」と主張するようになった。台湾加盟に関して、中国は香港、マカオが

GATT 締結国である宗主国の提唱に基づいて加盟したのと同様に、GATT コード26条の 5 C を根拠に台湾の加盟を検討すべきであるとの見解を持っている⁴⁴。他方、台湾は GATT コード33条に基づく独立した関税地域として加盟すると主張し、アメリカ、EC は台湾の見解を支持している。

(4) 中・台経済関係の進展

中国・台湾関係の新しい枠組みを支える実質的な要素は経済関係であり、その動向を左右しているのは香港を経由した間接貿易である。中台間接貿易は次のような特色を持っている。まず第1に貿易規模の拡大速度が速い。中国が開放政策に転換して以来、中・台貿易は大幅に増加した。1979年から91年までの期間を3つの時期に区分したい⁴⁵。

第1期は1979年から83年まで。1979年5月に中国は「対台湾貿易展開に関する暫定規定」を発表し、80年3月には台湾製品の取引きを「国内貿易」と見なし免税措置を実施した。しかし、中国国内の経済調整にぶつかり、台湾製品に対する優遇関税も取り消され、中・台貿易は低調に陥った。

続く1984年から87年の第2期は、中国経済の過熱に伴い台湾製品の大陸への輸出が急増し、台湾側が大陸貿易に本格的に関心を持ち出した。1985年7月に台湾は間接貿易3原則を発表し、大陸との直接取引は禁止するものの、間接貿易に不干渉の立場を打ち出した。

1988年以降現在までは第3期であり、台湾住民の大陸訪問と対中投資の増加とあいまって、中・台間の間接貿易は急速に伸びた。台湾は1987年7月に29品、88年7月に50品、89年1月に40品、90年初めに155品の大陸からの原材料の間接輸入を開放し、同時に91年初めに3679品の工業製品の大陸への間接輸出を認めた。一方で、1988年8月に「大陸産品の間接輸入処理原則」、90年7月に「対大陸地区間接輸出製品管理弁法」を公布、実質的に大陸貿易を容認した⁴⁶。中国側も1988年末に対外経済貿易部の中に台湾経済貿易司を設置し、台湾との輸出入を管理するようになった。1991年7月に海峡两岸の経済交流を一層発展させるために、①直接交流、②互恵互利、③分野の拡大、

④長期安定、⑤契約遵守の5原則を発表した²⁸。

香港を経由する中台貿易は1979年に7600万ドルにすぎなかつたが、90年には40億4300万ドルと実に53倍にも拡大した。1979年から91年6月までの累計額は183億3000万ドルに達し、年平均伸び率は43.3%であった。1989年段階で中国の貿易総額に占める台湾の順位は6位になり、台湾の貿易全体の中で中国は5位を占めた。

第2の特色は商品構成の変化である。台湾が設備機器や加工品を、中国が農鉱原料を輸出する構造には大きな変化はないが、中国から半製品・中間財が増加しつつあり、商品の多様化傾向もみられる。台湾から中国への輸出では合纖・混紡織布は大きな比重を占めているが、以前多かった電気製品等の消費財が減少し、エチレンや電線・ケーブル等の工業原材料が増加している。一方、中国から台湾への輸出では漢方薬・羽毛は依然1位であるが、農産物・粘土・鉱物材料等が減り、纖維を中心とする中間加工品が増加している。

第3に相互の貿易依存度が高まっていることを指摘しなければならない。中国の対台湾貿易依存度は1979年が0.03%にすぎなかつたものが、90年には1.17%となり、台湾の対中依存度も79年には0.24%であったが90年には2.5%にも高まつた²⁹。中・台のお互いの輸出入占有率を調べてみると、中国の輸入総額に占める対台湾輸入額は1979年の0.14%が91年上半期に7.65%，ならびに台湾の輸出総額に占める対中国輸出額は同じく79年に0.13%であったが、91年上半期には5.66%に上昇している。台湾の輸出と中国の輸入の相関関係の緊密化が明瞭である³⁰。さらにお互いの輸出商品の中で上位を占める個別商品の依存度をみてみると、ここ数年軒並み強くなっている。台湾から中国に輸出される紡織、皮革、化学製品、機械等の各商品はいずれもそれぞれの商品の輸出額において2割近くに達し、中国から台湾に輸出される動植物性原料も16%以上を占めるようになってきた³¹（第5表、第6表）。

第4に貿易の不均衡の拡大も指摘できる。1980年から一貫して台湾側の出超であり、80年には1億6400万ドルであったが、90年には25億1300万ドルまで拡大した。このような不均衡を発生させる要因は次のような点が挙げられ

第5表 中台間接貿易（1979～1990年）

年 次	台湾 → 中国			中国 → 台湾		
	金額 (100万米ドル)	台湾の総輸出に占める比率 (%)	中国の総輸入に占める比率 (%)	金額 (100万米ドル)	中国の総輸出に占める比率 (%)	台湾の総輸入に占める比率 (%)
1979	21	0.13	0.14	55	0.38	0.41
1980	242	1.22	1.24	78	0.40	0.43
1981	390	1.73	1.77	76	0.36	0.35
1982	208	0.94	1.08	89	0.48	0.40
1983	168	0.67	0.79	96	0.47	0.43
1984	425	1.40	1.55	127	0.58	0.49
1985	987	3.21	2.34	116	0.58	0.42
1986	811	2.04	1.89	144	0.60	0.47
1987	1,226	2.30	2.84	289	0.83	0.73
1988	2,242	3.65	4.26	478	0.95	0.98
1989	2,896	4.38	4.90	586	1.12	1.12
1990	3,278	4.88	6.14	765	1.40	1.23
1991 (1-6月)	2,048	5.66	7.65	491	1.59	1.61

(注) 高長『両岸経済相互依頼関係與台灣的經濟發展』台北 中華經濟研究院 1991年 34ページ
の表「両岸転口貿易発展情形」をベースに作成。

(出所) 香港政府統計處『中華民国進出口貿易統計月報』(中華民国財政部統計處／『中国統計年鑑』各号より作成。

第6表 個別商品の依存度（集中係数）

(%)

	商 品	1983年	1985年	1987年	1989年
台湾→中国：	紡織製品	0.55	1.69	13.79	17.37
	皮革製品	0.10	0.33	11.24	19.72
	化学製品	0.04	0.42	8.54	19.00
	専用機械	0.09	1.43	11.71	18.24
中国→台湾：	動植原料	13.16	10.52	15.11	16.34
	皮革製品	0.27	0.52	4.19	9.34
	事務機器	0.17	0.19	0.67	5.57
	木 材	0.15	0.78	1.29	4.02

(出所) 高長『両岸経済相互依頼関係與台灣的經濟發展』並びに張佩珍「海峡两岸十年転口貿易之分析—1979～1988年」(中華經濟研究院『經濟專論』台北 1989年) を参照にして整理した。

る。①政策的要因として、台湾当局が中国製品の輸入制限をしている。②投資要因として、大陸で委託加工する香港企業が香港へ製品を逆輸出するよう、在中国の台湾企業が台湾へ逆輸出することはあまりない。③貿易構造要因として、中・台経済関係は発展途上国と中進国との関係で、まだ垂直分業である。④中国側の要因として、対台湾輸出製品の供給不足がしばしば発生する³²。

次に貿易と並んで中・台経済関係の進展を大きく左右する台湾の対中直接投資の特徴をみてみたい。第1に台湾の投資は出足は遅かったが、貿易同様に発展速度は速い。この大きな原因は、中国国务院が1988年7月に「台湾同胞の投資を奨励する22カ条の規定」を発布し、89年5月には廈門の海滄、杏林両地区と福州の馬尾地区に「台商投資区」を設置し、台湾企業の誘致を積極的に展開したことによる。1987年末の累計では80件で1億米ドルにすぎなかつたのが、90年9月までに累計で1738件、18億1000万米ドルまでに拡大した³³。国別では1989年は台湾は第4位であったが、91年には香港について第2位になった³⁴。91年4月26日の台湾当局の発表では届出ベースの累計で2503件、7億5400万ドルであるが、実際は台湾経済研究院の推計では2850件、36億米ドル（うち広東省16億米ドル）といわれる³⁵。

第2に投資地区が福建、広東両省に集中している。台湾当局の発表では広東省へ49～50%、福建省へは20～25%となっている。福建省の三資企業の77%は台湾系企業で、とくに海滄、杏林両台湾企業投資区を持つ廈門では1991年5月末累計で件数で445件、10億3800万米ドル（全市外資企業の件数42.5%，投資金額47.5%）にも上っている³⁶。

第3に労働集約型の製造業を中心である。台湾当局の投資審議会へ届出のあった業種の35%は、電子・電気工業、製靴、プラスチック加工、車両関係である。具体的な商品では紡織、玩具、帽子、衣料、傘、皮革、鞄、ランプ、水産品、化学品、建材等が多い。

第4に100万米ドル以下で資金回収期間の短い中小型独資企業が多いのが特色である。とくに廈門に進出している台湾系企業の9割が独資（100%外

資)ともいわれる。しかし、最近は不動産、金融、レジャー、農業分野において投資規模が大きく、期間も長い案件が増えてきた。

2. 中国・台湾の「接触・共存」の要因

中・台経済関係が発展している現状を前述したが、次にそのような現状を生み出した要因について、中国と台湾の双方から調べてみたい。

(1) 中国の対台湾アプローチ

中国が対外開放政策を遂行する上で、周辺諸国との安定した関係が必要であり、香港返還に向けた過程では「祖国統一」の原則をアピールする必要がある。中国の香港・台湾の統一に向けた制度的な保障は「一国両制」政策に集約される。この構想は1978年12月の中共11期3中全会で決定された。それ以来現在までを3つのステップに分ける^④。

第1ステップは、1979年元旦の「台湾同胞に告げる書」発表から81年9月30日の葉劍英全人代常務委員会委員長が9項目の提案をするまでの段階である。それ以前は中国は台湾問題に関して武力にしろ平和的手段にしろ「解放」と主張していた。この段階で「平和統一」の方針を提起して政策の転換を図った。第2ステップは1981年9月から89年6月の天安門事件までの期間である。この間1982年12月の第5期全人代第5回会議で新憲法を採択し、初めて第31条に『特別行政区』設置が盛り込まれた。これを契機に香港返還交渉と台湾に対する「三通」の推進が活発となった。第3ステップは1989年6月から今日までの段階である。中国の国際的な失落の間隙をぬって、台湾は「二重承認」を含む「弹性外交」のより一層の展開とソ連・東欧諸国（バルト3国を含む）への接近を開始した。中国はそれらの動向に警戒し台湾独立にも反対しつつ、葉劍英の9項目の提案で主張していた共産党と国民党の対等会談を強く主張した^⑤。

次に対台湾アプローチの実質的な基盤となっている経済交流の効果をみて

みる。投資効果の面では1989年までの台湾企業の累計投資額は中国全体で2.97%を占め、台湾系企業で働く従業員は約24万人（三資企業の16%）、福建省では9万2400人と雇用の増大に寄与している。また、農産物・鉱物の原材料の主要輸出先として台湾市場をすでに確保したことは経済効果の上で大きい。³⁹

（2）台湾の対中国アプローチ

台湾の主張は三民主義に基づく「統一」である。台湾が「統一」へのイニシアティブを取るには、すでに中国より優位に立つ経済をより一層高度化し、独裁国家からの脱却をアピールするため国際的に認知された民主的政治体制の確立が求められた。台湾政治の民主化もアジア NIES 諸国が経験してきた「開発独裁」を脱却する流れに沿うものであり、1987年7月の戒厳令解除は非常時国家のイメージを払拭することにあった。1988年1月に報道規制の緩和が実施され、89年1月に政党政治への軌道を目指す「人民団体法」が採択された。民意の尊重という民主政治の原則を実践するために、野党が参加する選挙（国民大会、立法院等）が1986年12月、89年12月、91年12月と実施された。その上、天安門事件で民主化弾圧という悪いイメージに包まれた中国に対抗し、国際的に良いイメージを宣伝するため台湾の民主化は急がれた。この民主化の過程で民主進歩党に代表される台湾独立勢力が増長してきたことは、今後の課題として残る⁴⁰。

台湾は1990年10月から11月にかけて国民党の中に国家統一委員会、行政院に大陸委員会、民間に海峡両岸交流基金会を設立し、对中国アプローチの制度的準備を始めた。1991年3月に台湾の統一政策の基本となる「国家統一綱領」が行政院で採択された⁴¹。

台湾が中国へアプローチする要因のひとつに台湾経済の産業構造の調整が挙げられる。台湾は1970年代の高度成長に続き80年代から貿易黒字の基調と外貨準備高の急増によって、台湾ドル高（85年～89年で52%切上げ）が進行し、金融の自由化と国際化が迫られた。一方で賃金上昇（1986年以降年10%以上）

と労働力不足により、労働集約型産業の競争力が弱化し、その上、石油化学、製紙、化学工業の公害汚染の深刻化や土地価格の高騰とあいまって、農作物栽培、養殖、日用品、軽工業品、電化製品、工業原材料等の業種は中国へシフトせざるを得なくなつた⁴²。ここに台湾企業の対中投資が起こる要因がある。台湾は資本の外流（「空洞化」といわれる）を内需へ転換し、高付加価値製品の開発を目指す「国家建設6カ年計画」を1991年から実施した。

3. 1990年代の中・台関係

中・台関係において「統一」の課題は政治・経済を律する大きな問題として存在する。香港返還時期の接近について、中・台の「接触・共存」関係は進展するが、両政府当事者と政党の直接対話の実現は難しいと思われる。なぜなら香港返還後の動向を台湾側がウォッチし、とりあえず中国の出方を斟酌するのに時間がかかるためである。さらに、考慮すべき新しいファクターがある。それは①国共両党の動きの他に台湾政治の民主化に比例して台湾の民意が無視できなくなる、②大陸における国共対立時代を知っている世代が少なくなる、③国際関係の影響、とくに南北朝鮮の統一交渉、国際的な政治・経済統合の動き、民族主義の台頭、等である。中・台統一を考える場合、大陸の共産党と台湾の国民党という既存の政党が質的転換をして、中国版CIS（独立国家共同体）のような形態が出来上がる可能性も考慮に入れても良いのかもしれない。さらに④国際関係の中での中台関係という点に関連して、米中関係の影響が無視できない。1992年8月にブッシュ大統領が台湾へF16戦闘機の売却を認めたことによって、米中関係の亀裂は大きくなりつつある。米中関係は①人権、②貿易摩擦、③台湾への武器供与、と3つの問題が大きな障壁となっている。

経済圏形成の観点から中・台関係をみていくと、たとえば廈門と高雄を結ぶ航路の開設のように「三通」実現の可能性は高いかもしれない。なぜなら香港経由の間接貿易では規模の拡大に限界があり、現状の台湾企業の対岸投

資には不便だからである。いずれにしろ返還後の香港の中・台関係に対する役割がますます重要になると思われる。

おわりに

中国と香港ならびに中国と台湾の関係を「華南経済圏」の形成といったアプローチにとらわれず、政治と経済の両面から最近の現象を整理した。そして中国・香港関係に関してはこれから的新制度について言及し、中国・台湾関係については経済緊密化をならしめた要因を探った。締めくくりとして、2つの問題を提起しておきたい。

第1は住民の動向ということである。中国と香港との関係では主権問題は解決したが、中国と台湾とは未解決である。中台間の主権問題解決に向けた動きの中で、今後は台湾住民の意思が無視できなくなる傾向が強まると思われる。この傾向が強まるにつれて、香港住民自身も自分たちの意思を主張する方向を強めると予測される。

「一国兩制」の原則は社会主义と資本主義の共存にあるが、あくまで経済原理の相違を容認するレベルに止まっている。住民の意思を反映させる制度的手段として直接選挙を施行する香港と台湾と比べて、中国大陆で旧態依然たる制度が踏襲されれば大陸住民との間に大きな政治的ギャップが形成されていく。他方で市場原理に基づく経済開放政策を実施していくば、経済発展に伴い政治的多元主義が醸成される可能性がある。中国において「統一」は国家の統一＝民族の統一であるが、統一を目指す過程で逆に国家と民族の分離、政治と経済の分離、中央と地方の分離という問題が発生することもある。

第2は広東省と香港の関係である。香港・台湾を中心とする「華南経済圏」はアジア太平洋地域の発展と協調の中で進展していくことは間違いない。だが、今後対米経済関係を中心に貿易摩擦も頻繁になっていくであろう。すでに中米貿易摩擦は政治問題と絡んで、深刻化している。この場合中米貿易は

実は、中国－香港（台湾）－アメリカ関係である。

現在香港の経済発展を支えているのは、いうまでもなく広東省の存在である。広東省の発展は香港の多方面から集積される資本、港湾・道路等のインフラ、国際的情報に全面的に依存している。しかし、広東省の香港に対するヒンターランドとしての役割が今後永続して発揮できるかどうか、もう少し検討する余地がある。まず、広東省内で需要に合致した市場開放が行われないかぎり、社会資本の拡充は弱く、産業資本の蓄積も行われないのでないか。広東省自体の経済基盤が確立されないと香港との強力な経済的連携は発展しない。広東省内の企業が弱体化すると香港との経済連携にとって足を引っ張る要因になる。香港とのより高度な経済緊密化と台湾の過剰外貨の効率的な吸収という点からしても、広東省の経済改革がいずれ迫られると思う。

[注]-

- (1) 小林進編著『香港と中国——一つの国家二つの制度——』アジア経済研究所 1985年 32ページ。
 - (2) 1991年1～10月の輸出全体に占める再輸出比率は69.5%まで拡大し、91年通年では70%台に乗るのは確実とみられている。(『日本工業新聞』1991年12月11日)。
 - (3) 中国対外経済貿易部中国対外経済貿易年鑑編輯部編『中国対外経済貿易年鑑』北京 中国社会出版社 1989年版 90年版／『国際商報』(日本語版) 1991年6/7月号参照。

対中直接投資：総件数 2万9049、うち香港 2万2674

総金額403億6100万米ドル、うち香港250億6100万米ドル

- (4) 木村祐基「香港と広東省との経済関係」野村総研香港有限公司（香港シンポジウム“台湾海峡両岸関係の過去・現在・未来”（1990年12月20・21日）の提出ページ）3ページ。

香港の対アジア直接投資額（1989年、単位：100万米ドル）：中国3160、タイ562、インドネシア407、フィリピン133、マレーシア130。

- (5) 伊藤忠香港会社「華南経済圏について」1991年1月 2~3ページ。

なお、須田成人氏によると香港企業が1985年以降広東省に展開した委託加工工場は5万社、合弁1万1000社、中国人雇用者は200万～300万人といわれる（『日本経済新聞』1991年11月8日）。

- (6) 『朝日新聞』1991年9月3日。

- (7) 日本経済新聞社編『アジアの世紀』日本経済新聞社 1990年 126ページ。
- (8) 『日本経済新聞』(夕刊) 1991年9月4日。
- (9) 丸屋豊二郎「新空港建設問題に決着——強まる中国の関与——」(『アジニュース』第12巻第8号 1991年8月) を参照。
- (10) 『香港——経済・貿易の動向と見通し』ARC レポート1990 世界経済情報サービス 1990年 36ページ。
- (11) 古星輝「立法局選挙後香港政局」(『鏡報月刊』1991年10月号) 6ページ。
- (12) 『産経新聞』1991年9月17日。
- (13) 『人民日報』1990年4月7日。
- (14) 熊復「香港特別行政区基本法是一国兩制的生動体现」(『求是』1990年第10期) 16~19ページ。
- (15) 日興リサーチセンター編『アジア金融・証券市場の見方』東洋経済新報社 1990年 94ページ。
- (16) 服部健治「上海浦東新区開発の位置づけ」(『国際金融速報』時事通信社 1990年5月31日)。
- (17) 『中華週報』1991年5月2日。
- (18) 『中国年鑑 1987年版』大修館書店 1988年 17ページ。
- (19) 『観光情報』中国国家観光局東京事務所 1991年 第12期。
- (20) 「郵電部発言人対記者発表談話、直接通郵通電は海峡两岸人民的共同願望」(『人民日報』1991年6月29日)。
- (21) 『台湾小辞典、中国年鑑 1988年版別冊』大修館書店 1989年 34ページ。
- (22) 上野秀夫「中国開放政策と『東アジア経済圏』」(『世界経済研究年報』近畿大学世界経済研究所 第10号 1989年10月) 16ページ。
- (23) 若林正丈『台湾海峡の政治——民主化と“国体”的相剋』田畠書店 1991年 108ページ。
- (24) 『中国通信』1991年8月21日。
- (25) 『北京週報』第36号 1991年9月10日 27ページ。
- (26) 強永昌「海峡两岸貿易関係分析」(『国際貿易』1991年10月号) では第1段階1979~83年、第2段階84~86年、第3段階87年以降、と区分している。また、李家泉「两岸経済貿易の回顧と展望」(『北京週報』1991年1月29日) も同様の区分をしている。
- (27) 高長『两岸経済相互依頼関係與台灣の経済発展』台北 中華経済研究院 1991年 35ページ。
- (28) 『人民日報』1991年7月3日。
- (29) 貿易依存度の計算: $Dt = \text{中台間接貿易総額} / \text{中国 (または台湾) の GNP}$ 。
- (30) ちなみに中国の輸出総額に占める対台湾輸出額: 1979年0.41%→91年上半期1.61%, 台湾の輸入総額に占める対中国輸入額: 1979年0.33%→91年上半

期1.59%。

- (31) 高長「兩岸經濟相互依賴度分析」(同前掲書所収)をもとに整理する。
- (32) 鄭振木「兩岸貿易：失衡增長与理性選択」(『國際貿易』1991年第9号) 56ページ。
- (33) 伍星都「台灣對大陸投資的分析」(『國際貿易』1991年第5号) 13ページ。
- (34) 『日本經濟新聞』1992年1月13日。
- (35) 『經濟日報』(台湾) 1991年5月12日。
- (36) 庄志杰「廈門特区对外經濟合作發展迅速」(『國際貿易』1991年第9号) 27ページ。
- (37) 『台灣問題の由来と前途』(北京週報社編の日本語小冊子) 1987年では、第1段階1978年～81年8月、第2段階81年9月～84年9月、第3段階84年10月以降としている。
- (38) 国共両党の対等会談はすでに1981年9月30日の葉劍英の9項目提案の筆頭に提起されている。しかし、1990年に入り、この考えは特に強調されるようになった。たとえば、1990年6月11日に江沢民総書記は「一国両府」を批判し、両党の対等会談を呼びかけた。また、楊尚昆主席も1990年12月20日に両党的和平会談を提起した(香港の雑誌『紫荊』1991年1月号)。
- (39) 徐劍鋒「大陸、香港、台湾間的直接投資：現状与前景」(『國際貿易』1991年 第8号) 35ページ。
- (40) 中国政府の台湾独立勢力に対する批判は、1991年から民主進歩党の伸長につれて高まった。たとえば、『人民日报』1991年2月13日「兩岸の往来を发展させ、平和的統一を促進しよう」、同紙1991年6月3日「『台湾独立』は危険な道」等。
- (41) 高孔廉「国統綱領與大陸政策」(行政院大陸委員会編の小冊子) 1991年11月9日参照。
- (42) 「台灣經濟及び日台貿易經濟関係について」(交流協会台湾事務所発行のパンフ) 1991年9月。